

有期雇用職員の契約期間の更新等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき雇用される有期雇用職員の契約期間の更新等に関する事項を定めるものとする。

(契約期間の更新)

第2条 就業規則第6条第2項の規定により更新を行う場合における労働契約の期間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める期間を超えないものとする。

職員の区分	期 間
(1) 事務補助の非常勤職員（非常勤職員身分等取扱要綱に基づき雇用される職員をいう。以下同じ。）	最初の採用の日から起算して3年間。ただし、採用日が年度途中の場合においては、当該期間の満了する日の属する年度の末日まで契約を更新することができる。
(2) 専門性を必要とする非常勤職員（前号に掲げる職員を除く。）	最初の採用の日から起算して5年間
(3) 外部資金を財源とし、特定の計画に基づき期間を定めて行うプロジェクト又は研究（以下「特定プロジェクト等」という。）に関する業務を遂行するために雇用される非常勤職員及び有期雇用職員（有期雇用職員身分等取扱要綱に基づき雇用される職員をいう。次号において同じ。）（前2号に掲げる職員を除く。）	当該特定プロジェクト等が継続する期間（財源となる外部資金を獲得している期間に限る。）。ただし、外部資金の獲得期間が5年を超えるときは、最初の採用の日から起算して5年間とする。
(4) 大学事務局に所属する事務職の有期雇用職員（前号に掲げる職員を除く。）	ア 最初の採用の日から起算して3年間。ただし、採用日が年度途中の場合においては、当該期間の満了する日の属する年度の末日まで契約を更新することができる。 イ 最初の労働契約期間の満了後に、公募により、引き続き本号の職員となった者は、最初の採用の日から起算して5年間とする。
(5) 前各号に掲げる職員以外の有期雇用職員	最初の採用の日から起算して5年間

2 理事長は、有期雇用職員の採用に当たっては、採用しようとする有期雇用職員に対し、当該契約期間の満了後における当該契約期間の更新の有無を次条に定める方法により明示する。

3 前項の場合において当該契約期間を更新する旨がある旨明示するときは、理事長は、有期雇用職員に対して当該契約期間を更新する場合又はしない場合の判断の基準を次条に定める方法により明示する。

4 前項に規定する判断基準として考慮する事項は、契約期間の満了時における有期雇用職員の勤務成績、当該有期雇用職員が行う業務の有無、法人の財政状況等とする。

5 前項の判断基準のほか、契約期間の満了時において、就業規則第14条に掲げる解雇事由に該当する場合には、契約期間を更新しない。

(労働条件の明示)

第3条 理事長は、有期雇用職員との労働契約締結の際、就業規則第7条に掲げる事項に加え、契約期間の更新に関して前条第3項及び第4項に定める事項を記載した文書を交付するものとする。

(契約期間を更新しないことの通知)

第4条 有期雇用職員として引き続き雇用される期間が1年を超える者について、契約期間が満了し